

市会粉砕への巨弾として為然の処置と言わなければならぬ。
我ら党は茲に中央選務局の決議に基き市選務局整理案に關連せし罷業参加徒業
員諸君の処置に對し我ら黨の激動的態度を明らかにするものがある。

右聲明す。

昭和九年九月五日

大日本國家社會黨 印

別記(三)

抗議文

今回東京市選務局ハ其政難打開ニ付々疊々吾々徒業員ノ糧喝セシ基本の更生
案ヲ有スレテ只管徒業員ニノミンノ責任ヲ転化シ遂ニ全賃解雇ニ改メテ給料四
割五分減ニヨル者更極リナ又條件ヲ以テ再採用セントスル革命的大弾丸を發行
シタ
吾等ハ斯如ク労働政策カ市電一方一千名全徒業員ノ生活権を剝奪セシノミナラ
ス國家ノ中層タル労働者層並ニ俸給生活者ニ對スル鐵死強要ヲアル事ヲ指摘シ
之レカ撤回ヲ迫フタノテアルカ當局ノ頑迷之ヲ拒否シ市会亦之ノ暴業ヲ支持シ
タトノ事ヲアル 於之吾等ノ自重遂ニ破レ全賃決定ノ誓ヒ固ク徳業ノ誓ニ出
スルノ上ムヲ得サル状態トナフタ
徒業員整理以外ニ市電更生ノ手段ヲモトミテ急迫セル國家非常時ヲ無視シ帝國
ノ交通機關ヲ混亂ニ陥レ意思的ニ階級斗争ヲ誘発シタル當局理事者並ニ市會議
員責任極メテ重大ニシテ速カニ全市長ノ前ニソノ責ヲ明シカニスヘマテアル

右抗議ス

昭九、九、七

東京自動車部大塚車議團

市會議員殿